千歳市スポーツ協会スポーツ振興補助金について

千歳市スポーツ協会(以下「当協会」という。)では、当協会が必要あると認めるとき、「当市で開催される大会の運営費の一部」や「全国大会等へ出場する選手又は団体の大会参加に要する費用の一部」を「体育大会運営費補助金」又は「体育大会選手派遣費補助金」として交付しています。

◎体育大会運営費補助金

体育大会運営費補助金は、次の各号に掲げる大会等が当市において開催され、当市に所在する 競技団体が主催又は主管する場合、当協会が必要あると認めたときは、運営費の一部を予算の範 囲内において補助金を交付するものです。

- (1) 社会体育団体又は学校体育団体(小・中学校を除く。)が主催する全道又は全国的な参加 規模をもって開催される大会等。
- (2) 日本スポーツ協会及び北海道スポーツ協会等が主催する大会等。
- (3) その他各号に掲げる大会に準ずる専門学校の全国組織が主催する全国大会、実業団企業の全国組織が主催する全国大会、日本古来の武道で全国組織が主催する全国大会等。

前項の補助金額は、当該大会等の内容、経費(以下「補助対象経費」という。)等を審査し、 次の各号に掲げる範囲内でこれを決定する。

- (1) 全道的な参加規模をもって開催される大会等。
 - ア 補助対象経費が30万円以上50万円未満のときは、補助金15万円とする。
 - イ 補助対象経費が50万円以上70万円未満のときは、補助金20万円とする。
 - ウ 補助対象経費が70万円以上のときは、3分の1以内とし、補助金30万円を限度とする。
- (2) 全国的な参加規模をもって開催される大会等。
 - ア 補助対象経費が300万円未満のときは、3分の1以内とし、補助金50万円を限度と する。
 - イ 補助対象経費が300万円以上500万円未満のときは、補助金100万円とする。
 - ウ 補助対象経費が500万円以上のときは、補助金150万円とする。
- (3) 国際親善試合又はこれに準ずる大会等。
- (4) 国内親善試合又はこれに準ずる大会等。
- (5) 第3号及び第4号の場合は、補助対象経費の3分の2以内を限度とする。
- (6) 第1号から第3号まで及び第4号の補助は、所属する競技団体1会計年度につき全道的大会及び全国的大会それぞれ1回限りとする。

◎体育大会選手派遣費補助金

体育大会選手派遣費補助金は、次の各号に掲げる大会の全国及び世界大会等出場する選手、役員で当協会が必要あると認めたときは、大会出場に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校選手権大会及び国民体育大会。
- (2) オリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びユニバシアード大会。
- (3) その他各号に掲げる大会に準ずるもの。

前項の補助金額は、出場に要する経費等を審査し、次の各号に掲げる範囲内でこれを決定する。

- (1) 全国大会に出場する個人及び随行する監督、コーチ、指導者のうち1名、又は審判として 招聘された者。
 - ・大会参加経費の3分の2以内とし、1万円を限度とする。
- (2) 全国大会に出場する団体。
 - ・大会参加経費の3分の2以内とし、20万円を限度とする。
- (3) オリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びユニバシアード大会、その他これに準ずる専門学校の全国組織が主催する全国大会、実業団企業の全国組織が主催する全国大会、日本古来の武道で全国組織が主催する全国大会等に出場する個人。
 - ・大会参加経費の3分の2以内とし、20万円を限度とする。ただし、国、地方公共団体、公的団体、スポーツ団体等との重複、自己負担区分けが困難な大会に出場する場合は、次の範囲とする。

ア オリンピック大会 10万円

イ 世界選手権大会 5万円

ウ アジア大会、ユニバシアード大会、その他これに準ずる大会 3万円

※ご不明な点は「千歳市スポーツ協会事務局総務課」までお問い合わせください。

TEL 0123-24-2100 FAX 0123-27-1355 (BR)

E-mail: taikyo-jimukyoku@chitose-taikyo.or.jp

(gmail 対応:taikyo-jimukyoku01@asahi-net.email.ne.jp)